

金山町産業課より 令和7年1月2日

不要な柿や栗等の果樹を伐採し、クマを寄せ付けないようにしましょう

柿や栗などの果樹が適切に管理されずに放置されたままになると、餌を求めてクマなどが集落に出没しているところであります。

「木が大きすぎて管理できない」、「管理する人がいない」などの理由で放置された不要果樹※は、クマの出没を誘引するため伐採をすることが求められます。

町ではその伐採の経費について、緊急に補助をします。

※不要果樹とは

- ・最寄りの住家から 200 m以内
- ・所有者または地域の団体が活用していない
- ・耕作放棄地の果樹でない
- ・出荷用として栽培していた果樹でない

補助の内容

◆申請できる方（補助対象者）

個人又は地区でお申し込みください。

◆補助の対象となる経費

不要果樹の伐採及び伐採後の処分に直接要する経費

◆補助金額

対象経費の3分の2以内（1本につき上限60,000円）

◆申請要件

- ・補助金の申請をし、交付決定を受けた日から令和8年1月31日までの間に伐採すること。
- ・伐採する果樹の所有者の合意があること。

交付申請等

令和7年度金山町野生鳥獣市街地等出没対策事業補助金交付申請書

(様式第1号)に、次の書類を添えて申請してください。

(産業課で提供、町ホームページ掲載)

- (1) 不要果樹の位置図及び現況写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※予算に限りがあり、交付決定後の伐採が対象になりますので、伐採前に必ずご相談ください。

相談及び問い合わせ先

金山町産業課農村整備係 電話 0233-29-5645

※ クマ及びイノシシの出没が増加しておりますので、地域の安全確保及び農作物等の被害防止に地域ぐるみの取組みを引き続き願います。